

2020年1月21日

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 様



『働き方改革』実施に向けた当協会の統一目標設定について
〔 時間外労働の上限規制対応<休日の確保> 〕

拝啓 時下ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鉄構業界においても、『働き方改革』に対する対応が求められる中、2020年4月1日より、当協会の大部分の構成員企業（中小企業ファブ）に対しても、『働き方改革』関連法規が適用されることとなります。関連法規の改正内容の発信等を通じて、会員各社へは、対応内容の周知に努めておりますが、ファブ各社が『働き方改革』に関する認識を持つだけでは、実現が難しいのが実状です。

特に、『働き方改革』関連の各項目の中でも、「時間外労働の上限規制」に関する課題、とりわけ、「現場作業」における働き方（休日取得）については、取引先（ゼネコン等）の影響が大きく、ファブの自助努力だけでは、達成が難しい課題であると認識しております。この状況を踏まえ、法令遵守に向けて、「現場作業」の休日取得対応について、協会として統一目標を設定し、活動を推進して行きたいと考えております。

（※貴団体が2017年9月に発表している「働き方改革行動憲章」に沿った活動を、足並みを揃えて推進して行くというものです。）

つきましては、趣旨をご理解いただき、本活動へご協力くださいますようお願い申し上げます

敬具

記

1. 『働き方改革』実施に向けた全構協の統一目標 （別紙）

以上

『働き方改革』実施に向けた全構協の統一目標

<全構協の統一目標（取組み）>

○「一般社団法人 全国建設業協会」様、「一般社団法人 日本建設業連合会」様が発表している取組みに合わせ、全構協の統一目標として

『現場作業については、第一段階として4週6休とする。
（原則として第2、第4土曜日の現場作業を休みとする。）』

○上記内容を、取引先に周知するとともに、取引先と連携して、『働き方改革』の実施、健全な労働環境の確保に向けた活動を推進する。

<取組み実施内容>

- 1) 『働き方改革』関連法令適用に伴い、2020年4月1日から活動を開始する。
- 2) 活動においては、対象現場の条件は特定せず、全現場を対象とする。
- 3) 実際の適用については、各社が個別に取引先（ゼネコン殿等）と協議・相談をしながら、相互理解に基づき実施して行く。

以上